

令和3年第4回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 開催日時 令和3年12月13日（月曜日）午前11時28分～午前11時59分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 審査案件

議案第153号 青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第154号 青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について

請願第19号 青森市福祉増進センター「しあわせプラザ」へWi-Fi設備の設置を求める請願

○出席委員

委員長 村川みどり

委員 小豆畑 緑

副委員長 澁谷洋子

委員 渡部 伸 広

委員 赤平 勇 人

委員 木戸 喜美男

委員 奈良 祥 孝

委員 藤田 誠

委員 中村 節 雄

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 高村 功 輝

保健部次長 小形 麻 理

福祉部長 福井 直 文

保健部次長 千葉 康 伸

保健部長 坪 真紀子

市民病院事務局次長 長 内 哲 史

市民病院事務局長 岸田 耕 司

福祉政策課長 福島 清 裕

環境部次長 奥崎 文 昭

関係課長等

福祉部次長 三浦 裕 子

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 高木 涉

議事調査課主査 猪口 茂 樹

議事調査課主事 北山 賢 臣

○村川みどり委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案 2 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第 153 号「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 議案第 153 号「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明申し上げます。

議案第 153 号関係資料を御覧ください。

初めに、条例の制定理由につきましては、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するため、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、「(1) 保育所等の事業者等の業務負担軽減」につきましては、事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものであります。

具体的な例といたしましては、特定教育・保育を実施するに当たって、指導計画や提供した内容の記録、苦情や事故の記録などとなります。

「(2) 保育所等を利用する保護者の利便性向上と保育所等の業務負担軽減」につきましては、保護者への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものであります。

具体的な例といたしましては、利用の申込みを行った保護者に対して交付する施設の運営規程の概要、職員の勤務体制、費用等を記した重要事項説明書や、特定教育・保育の提供開始に対する保護者の同意書などとなります。このほか、所要の規定の整理を行っております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

次に、2 ページの新旧対照表を御覧ください。

目次にありますとおり、本条例に、第 4 章として、電磁的記録等の包括的な規定となる「雑則」を追加しております。内容については後ほど御説明いたします。

第 5 条第 2 項から 3 ページ目の第 5 項まで、及び 4 ページ目の第 38 条第 2 項は、改正前の条例において、利用申込者へ交付する重要事項説明書について電磁的方法による対応を認める旨の規定がありましたが、電磁的記録等の包括的な規定の整備

に伴い、条文を削除するものです。

第42条第1項第3号、及び5ページの第4項第1号については、条文の適用範囲に関する所要の整理を行っております。

5ページの中ほどから8ページにかけてが、追加いたしました第53条の電磁的記録等の包括的な規定となります。

第1項は、特定教育・保育施設の設置者等が、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについて、電磁的方法によることが可能であることを規定しております。第2項及び7ページの第3項は、保護者への書面等の交付等の際に電磁的方法により提供できること及び電磁的記録の方法について、また、第4項と第5項は電磁的方法による提供の際に保護者から得る承諾に関する事項について規定しております。第6項は、この条例で規定されている保護者からの書面による同意についても、第2項から第5項の規定を準用する旨を規定しております。

以上、議案第153号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○村川みどり委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第153号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第154号「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 議案第154号「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

配付しております資料の1ページを御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。福祉館は、市民に娯楽、休養、読書その他余暇の善用及び集会の場を提供することによって、福祉の増進を図るため、市内11か所に設置しております。現在、老朽化対策として改築中の幸畑福祉館とほろがけ福祉館が令和3年度内に建て替えが完了し、これまでの和室に代わり集会室・多目的室を設置することに伴い、新たに、使用料の額を定めることが必要でありますことから、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、「2 福祉館改築の概要」についてであります。幸畑福祉館は単独での現

地建て替え、ほろがけ福祉館は青森消防団浜館分団第1・5班機械器具置場との複合化での現地建て替えとし、両福祉館とも旧施設を解体し、現在改築工事を進めているところであります。

次に、「3 改正の概要」についてであります。条例別表中の幸畑福祉館及びほろがけ福祉館のこれまで使用料を徴収していた和室と同様の仕様とする部屋として、建て替え後においては、集会室・多目的室A、B、Cの3部屋を設けており、それぞれの部屋の面積区分に応じた使用料を設定する内容に改めるものであります。

金額につきましては、現行の福祉館使用料の面積区分の60平方メートル未満、60平方メートルから80平方メートル未満、80平方メートルから100平方メートル未満、100平方メートル以上の4つに区分され、一定の規則性に基づき設定するものであります。なお、新たな福祉館には、集会室・多目的室Dも設置いたしますが、旧施設の図書館や静養室機能として、主に個人が自由に利用する部屋として想定しておりますことから、使用料設定の対象とはしないものであります。また、今回の改正に合わせて、表中の表記の仕方などの体裁を整え、別表全体を改めることとしたものであります。

具体的には、新旧対照表により、説明させていただきます。資料2ページと3ページを御覧ください。

新旧対照表の別表の表頭「室名」を「使用場所」に改めるとともに、使用場所を福祉館名・各部屋の名称とし、使用料を設定する部屋の面積、各区分の使用料の順に改定するものであります。

なお、改築となる幸畑福祉館及びほろがけ福祉館につきましては、使用料設定の対象を和室から集会室・多目的室A、B、Cの3部屋とし、面積及び使用料は記載のとおりであります。

また、資料4ページ、5ページに、幸畑福祉館及びほろがけ福祉館の新旧施設の平面図を掲載しております。併せて御覧ください。

上段に旧施設の平面図、下段に新施設の平面図を記載しております。新施設の集会室・多目的室A、B、Cは、部屋が隣り合っており、仕切っている壁は可動式となりますので、用途に応じて、つなげて使用することも可能となっております。

最後に、「4 施行期日」につきましては、改築工事の工期を幸畑福祉館、ほろがけ福祉館ともに、それぞれの工事の進捗状況を踏まえ、施設の引渡し予定日に応じて設定することとし、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。

以上、議案第154号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○村川みどり委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 確認しますが、幸畑福祉館でいえば、集会室・多目的室A、B、

Cとなるということで、仕切っている壁は可動式で、2つの部屋をつなげることができるということなんですが、例えば、午前中、ここを借りるとした場合、AとBを両方借りたいとなった場合、利用料金はどのようになるのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 幸畑福祉館のAとBを午前中に借りた場合は、幸畑福祉館の午前中の料金640円の2部屋分になります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 もう1回確認しますが、新しく……（「すみません、500円でした。500円の2部屋分です。申し訳ございません」と呼ぶ者あり）合計1000円ということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうすると、古いときは和室が約85平方メートルあったということで、大体同じ面積を借りようとする、今まで午前中が640円だったものが1000円になるということで、よろしいですよ。もう1回確認です。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 すみません。もう一度御説明します。

集会室・多目的室Aが午前中ですと500円、Bですと500円ですので、午前中にAとBの2部屋を借りると1000円ということになります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 そうなると、面積約85平方メートルで借りていた住民からすると、同じぐらいの広さで借りようと思えば、実質的に値上がりになるというふうに思うんです。なので、負担増にもつながるとということで、この提案には賛成することはできません。

以上です。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第154号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村川みどり委員長 起立多数であります。

よって、議案第154号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第19号「青森市福祉増進センター『しあわせプラザ』へWi-Fi設備の設置を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 請願第19号「青森市福祉増進センター『しあわせプラザ』

へWi-Fi設備の設置を求める請願」に対する本市の意見について申し述べさせていただきます。

まず、当該請願の内容であります。請願書によりますと、青森市に緊急に求められている重要な施策の一つは、情報発信力の基盤強化であり、青森から国内外への情報発信力強化に向け、早期に実現を図っていただきたい施策の一つとして、多くの市民が集まり活動する公共施設、青森市福祉増進センター——しあわせプラザへWi-Fi設備を設置することを求めるものであります。

しあわせプラザにつきましては、市民の福祉の向上を図ることを目的に、ボランティア等の人材の育成をはじめ、ボランティア情報の提供や福祉団体等が開催する会議・研修に係る会議室の貸出しを行うなど、市民の皆様に対し、福祉についての関心や理解を深める機会を提供する施設となっております。

現在、当該施設には、Wi-Fi環境を整備していないものの、ボランティアセンター内に、来館者が体験ボランティアのメニュー検索や申込みができるよう、インターネットを利用できる環境を整備しているほか、青森市ボランティアセンターのホームページにより、活動内容などの情報を発信しており、しあわせプラザの設置目的を踏まえた上で、利用者へのサービスを提供しているところであります。

また、Wi-Fi環境の整備には、新たな設備設置に係る初期経費や月額使用料などの費用を要しますことから、請願事項であります『しあわせプラザ』へWi-Fi設備を設置することにつきましては、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○村川みどり委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 やはり、今、多くの方がスマホやパソコンなどを使っていて、多くの方がWi-Fiを使うということもあると思うんです。やっぱり公共施設にこうしたWi-Fi環境を整えていくということは求められていることだと思うし、利便性の向上につながると思います。幾らインターネット環境があつたとしても、会議室とかで、様々、ボランティア団体とかが使うときに、そうしたものを使えないと、やはり不便だというのはあちこちから聞こえているわけで、これはぜひ推進していただくように求めるものとして、請願を採択すべきだというふうに思います。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。奈良委員。

○奈良祥孝委員 今、経費の話をしたんですが、これを1つやるのに、インシャルコストとランニングコストは幾らで見積もったんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 指定管理者等に確認いたしましたところ、初期費用として、設備の設置費といたしまして約84万円、あとは使用料といたしまして月額約1万円かかるとのことでした。

○村川みどり委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ポケットWi-Fiって、そんなにかかりますか。この請願の趣旨としては、可能な方法で設置を進めると言っているんだよ。大きい設備をつける云々だけではないんです。今、福祉部長がおっしゃったのは、本当にポケットWi-Fiでこんなにかかるんですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 ただいま御説明いたしました約84万円というのは、今、奈良委員のほうから御紹介のあったポケットWi-Fiではなくて、何というんでしょうか、普通に回線を引いてというんでしょうか、回線を引いて、設備を設置した場合の経費であります。

○村川みどり委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ポケットWi-Fiとか、そういうのも可能な方法なんだから、何も設備をつけることだけが可能なものではない。ポケットWi-Fiであれば、できるんじゃないんですか。その辺はどういうふうに見たんですか。ただお金がかかるからという理由を取ってつけたような答弁に聞こえるんですけども、そうではなくて、可能な方法と書いているんです。可能な方法を探してからやればいいじゃないですか。可能な方法があるんじゃないですか、そのほかに。ないんですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 今回、請願を受けまして、今、奈良委員から御紹介ありましたポケットWi-Fiにつきましても、設置するとなった場合の経費というのも、指定管理者等を通してお聞きしたんですけども、そうすると、Wi-Fiの本体といいたいでしょうか、それですと約2万3000円で、使用料になりますと、いろいろな契約の仕方によって、若干の金額等には差があるらしいんですけども、年間で約7万8000円かかるとのことでした。

○村川みどり委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 だから、説明するときに、そういうのもちゃんと説明しなければ、ただ経費がかかるからと言っても、1億円かかるんだったら反対するけれども、10万円、20万円の世界で済むんだったら、それは市民サービスのために、当たり前だと私は思うわけです。そこは理事者側もちゃんと説明すべきだと思う。それが私は欠けていると思う。まあ、あとはいい。あとはやらないから。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。渡部委員。

○渡部伸広委員 金額は、今、伺ったので分かりましたけれども、これまで、この無料Wi-Fiの設置の要望というのは、どれぐらいあったんですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 利用者からのWi-Fiについての問合せについてなんですけれども、これも指定管理者に確認したところ、これまで過去5年間ぐらいで、2団体から、Wi-Fiの環境はありますかというふうな問合せはあったとのことでした。

○村川みどり委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 いろんな団体が使われていると思うんですが、何団体ぐらい使っているんですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 すみません。利用団体数ではちょっと承知していないんですけども、利用者数ですと分かるんですが……。

○渡部伸広委員 いいです、利用者数で。

○福井直文福祉部長 すみません。利用者数で御説明させていただきます。3年間で、平成30年度が2万5613人、令和元年度が2万4354人、令和2年度が1万942人であります。

○村川みどり委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 分かりました。私もポケットWi-Fiの頭がちょっとなかったのので、先ほど、奈良委員から話が出て、その手があるんだなというふうに思ったんですよね。それで、要望がどれくらいあるのかなということで、今、伺ったんですけども、要望の数としてはそんなにないのかなというふうにも思いましたので、どういう判断をしたらいいのかなというふうに、今、思っているところです。何となく、イニシャルコストがかかるようなやり方であれば、やらなくてもいいのかなというふうに思っていますし、ポケットWi-Fiみたいなやり方であれば、可能なのかなという気もするんですが、その辺は、市当局としてはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 お尋ねのWi-Fiの設置につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、現時点では、設置については考えておりませんが、今後、利用者の方のニーズの声なりも踏まえて、その設置費用とか、通信費ですとか、それも含めた形で調査してまいりたいと考えております。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 指定管理ということなので、指定期間に追加してお支払いをするということが可能か不可能かちょっと分からないんですが、私も、今、ポケットWi-Fiまでは頭になくて、コストがかかるなという思いで、反対しようかなと思っていましたけれども、指定管理者でポケットWi-Fiを設置するとなったときに、お金は契約上で5年間——指定管理は5年間だと思うんですけども、途中で追加してお金を出すことができるのかどうか、そこだけ。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 指定管理料につきましては、毎年度、予算編成の中で見直しといたしますか、調整していきますので、その中で指定管理者側と調整していきたいと考えております。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ということは、これからコストを計算して、可能な額であれば、追加して実施も可能ということで捉えてよいか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 先ほども申しましたが、利用者のニーズ等を踏まえて調査を進めていきたいと。現時点では、先ほども申しましたが、設置については考えてはおりません。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。渡部委員。

○渡部伸広委員 すみません、ちょっと確認ですけれども、先ほど、ポケットWi-Fiが約2万3000円とおっしゃっていたんですが、これは台数が幾つの数字でしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 先ほど申し上げたのは1台の金額です。

○村川みどり委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 1台で全館をカバーできるということによろしいですか。（「全館は無理だ」と呼ぶ者あり）

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 1台でしあわせプラザ全館は恐らく無理だと思います。これも指定管理者に聞いた話なんですけれども、設置するWi-Fiの機能によりまして、例えば、部屋の壁の厚さ云々でいけないようなところもあるそうなので、一概に、1台あれば全館いけるとか、じゃあ何台あれば全館いけるのかというのは、現時点でお示しすることはちょっと難しいとの話でありました。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。奈良委員。

○奈良祥孝委員 ごめん、言い忘れた。

我々も、ズームをやりたくてもできなくて困っているんです。まあ、特に文化会館とか、そういうところなんですけれども。それで、利用者の中には有料の貸出しでもいいと言っているんです。しあわせプラザではないけれども、我々がそうやって要求しているんです。例えば、2万円で買って、1利用者当たり3000円だったら、10件利用すれば、元が取れるんです。だから、年間のランニングコストだって、7万円から8万円ですよ。これを12で割れば、1利用者当たり4000円で貸せば、ほぼ元は取れるんです。それでも使いたいと言っているんです。だって、自分たちで買えば、安いのももうちょっとするんです。

だから、あとは契約の仕方ですから、有料で貸すくらいの考えでやって——私は何でもただでやれと言っているのではないんだから。使いたい人もいれば、使わない人もいる。だったら、そこに差はつけなければいけなくなるわけだ。そうすれば、有料で貸し出すという考えも持ったっていいんだよ。そういうことをやっぱり考えていったほうがいい。というのは、委員の皆さんも言ったとおり、まだ金額が分からないじゃないですか。このギガ数であれば何ぼで、このギガ数であれば何ぼだと

か、確かに違うはずですよ。そういうのも全部見て、これはいいとか、いや駄目だというふうに判断してもらいたいですよ。そういう意見です。（「継続審査」と呼ぶ者あり）

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。（「ごめん」と呼ぶ者あり）はい、奈良委員。

○奈良祥孝委員 継続審査の申入れはどのタイミングでやるんですって。

○村川みどり委員長 今してください。

○奈良祥孝委員 そうですよ、すみません。

そうすれば、そういうことがはっきり分かるまで継続審査扱いにさせていただきたいので、継続審査を求めます。

○村川みどり委員長 それでは、本請願について、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第19号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第19号は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

（ 審 査 終 了 ）

○村川みどり委員長 この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、保健部長。

○坪真紀子保健部長 保健部から報告が1件ございます。

三戸町で発生いたしました鳥インフルエンザについて、県の動員計画に基づき、青森市保健所職員を現地に派遣いたしましたので御報告いたします。

業務内容につきましては、殺処分や消毒作業に当たっている県職員の健康観察であります。鳥インフルエンザの健康観察は、平成29年10月より、発生した場合は県内保健所全体で当たることとされております。

今回、事務職員2名、保健師1名、薬剤師1名の派遣の求めについて、昨日13日からの当番について、第1班として4名を、入れ替わりで、本日午前9時からの当番で、第2班として5名を派遣しております。今後も発生した場合は、県と連携して対応してまいります。

報告は以上でございます。

○村川みどり委員長 ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**村川みどり委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**村川みどり委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)